

臨時会提出予定案件資料

1 専決処分の報告について（損害賠償の額について）

（1） 専決処分の内容

令和7年2月17日函館市湯川町1丁目19番で発生した公用車物損事故による損害賠償の額を令和7年4月25日地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

（2） 損害賠償の額

25,300円

（3） 損害賠償の相手方

函館市内に住所を有する会社

（4） 専決処分の報告

地方自治法第180条第2項の規定により、第2回市議会臨時会に専決処分をした旨の報告をする。